

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、11月18日(月)から11月24日(日)までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取組を強化します。秘密は守られます。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く。)においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

●期 間 令和元年11月18日(月)から同月24日(日)までの7日間

●時 間 午前8時30分から午後7時まで  
ただし、11月23日(土)と同月24日(日)は午前10時から午後5時まで

●電話番号 ☎0570-070-810  
(全国共通ナビダイヤル)

問 福島地方法務局 人権擁護課  
☎024-534-1994

## 「特設人権相談所」の開設について

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- 離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

下記のとおり、特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守されます。詳しくは、広野町役場町民税務課戸籍係までご連絡ください。

特設人権相談所

- 開設日 令和元年12月5日(木)
- 場 所 広野町役場3階 301会議室
- 時 間 午前10時～午後3時

問 広野町役場 町民税務課 戸籍係  
☎0240-27-4160

## 「第71回人権週間」の実施について

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、12月10日(世界人権宣言採択日)の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、この日を中心として、積極的な啓発活動を実施することを申し合わせています。

そこで、福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「第71回人権週間」とし、当該週間を中心に積極的な啓発活動及び相談活動を行います。

また、人権週間に限らず、電話相談を実施しますので、悩み事がありましたら右記のダイヤルにお電話ください。秘密は守られます。相談は、人権

擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810  
(相談時間：年末年始を除く平日、午前8時30分～午後5時15分)

問 福島地方法務局 人権擁護課  
☎024-534-1994

## 年金は老後のためだけのものだと思いませんか？

『年金』と聞くと65歳(一部60歳以降)になった時にもらうもの、と思いませんか？

年金保険料を未納のままにしておくと、次に示す影響が出てくる場合があります。

- ①障害基礎年金が受給できない
- ②遺族基礎年金が支給されない
- ③老齢基礎年金がもらえない、受給額が少なくなる

### ①障害基礎年金が受給できない

国民年金に加入している間に障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)がある方が、次のいずれかに当てはまる場合は障害基礎年金を受給できないことがあります。

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の1/3以上の期間について保険料が納付または免除されていない
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がある

### ②遺族基礎年金が支給されない

遺族基礎年金とは、亡くなられた方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子(18歳到達年度の末日を経過していない子、もしくは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子)が受給できる年金です。被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある被保険者が死亡したとき(ただし死亡した者について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の2/3以上あること)が支給要件となるので、亡くなられた方が保険料を納めていなかった、免除申請を行っていなかったという理由で遺族に年金が支給されない場合があります。

### ③老齢基礎年金がもらえない、受給額が少なくなる

老齢基礎年金は、保険料を納付してきた期間と保険料が免除された期間を通算した期間が10年(120月)以上あれば受給資格があると認められています(平成29年8月1日改正)。しかしながら、たとえ1ヵ月でも受給資格期間に達していなければ老齢基礎年金は受給することができません。また、受給資格を満たしていても、納付した月が少なければ当然

もらえる年金額も少なくなります。例えば、20歳から60歳までの40年間(480月)国民年金に加入し、すべて納付した方は満額の78万100円\*を受給することができますが、10年間(120月)納付した方は概ねその1/4の金額になります。

\*年金の満額は毎年変わります。

国民年金保険料の納付が難しい場合は、ぜひ免除制度をご利用ください。

震災当時に原発事故避難区域(双葉郡・南相馬市等)に住民票があった方は収入の有無、額に関わらず申請により国民年金保険料が免除になります。

震災当時に原発事故避難区域に住民票がなかった方であっても、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、経済的に保険料を納めることが困難な時は、申請により承認されると保険料が免除または納付が猶予されます。

学生の方は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定以下の場合に対象になり、家族の方の所得の多寡は問われません。

保険料が免除された場合は、免除期間は納付した場合と比べると年金額が1/2になりますが、受給資格期間には算入されます。つまり、未納のままだと受給資格期間を満たせず年金がもらえない、または免除された場合より年金額が少なくなるということになりますが、免除申請を行うことで受給資格期間を満たし、未納のまま手続きをしなかった場合よりも年金額を多くもらうことができます。

保険料を納付せず未納のままにしていた、免除申請をしなかったという理由で障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢基礎年金を受給する資格を逃さないためにも、しっかりと保険料を納付または免除・納付猶予制度を利用しましょう！

ご不明な点や納付・免除についてのご相談は広野町健康福祉課または平年金事務所国民年金課までお問い合わせください。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611  
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113